

(28) 各種証明書の自動発行機による取り扱い

学生旅客運賃割引証（学割証）、在学証明書（和文）、成績証明書（和文）、卒業（修了）見込証明書（和文）及び健康診断書は、各キャンパスに設置してある証明書自動発行機で取り扱っています。

キャンパス	稼働時間 (土・日曜日、祝日及び年末年始を除く)	設置場所
荒牧キャンパス	8:30～17:15	学生センター
昭和キャンパス	8:30～21:00	共用施設棟3階
桐生キャンパス	8:30～20:00	1号館1階

※発行には学籍番号とパスワード（初期パスワードは生年月日の下4ケタ）が必要です。パスワードは、証明書自動発行機で変更してください。

※英文証明書は各学部窓口で申請してください。

※卒業（修了）見込証明書は、最終年次から発行可能です。それ以前に必要な場合は各学部へ相談してください。

※卒業後の各種証明書発行は、各学部へ申請してください。

(29) 飲酒、盗難及び交通事故等の防止等について

1 飲酒について

- (1) 民法の改正により2022年4月から成人年齢が18歳に引き下げられましたが、20歳になるまで飲酒は法律で禁止されています。20歳になるまで絶対に飲酒してはいけません。20歳未満での飲酒（急性アルコール中毒を含む）が発覚した場合、飲酒した者及び飲酒させた者は懲戒処分（停学等）の対象となります。
- (2) 飲酒する場合、イッキ飲みや早飲み競争の強要、お酒が飲めない人や飲みたくない人への飲酒の強要は、絶対にしないこと。懲戒処分（停学等）の対象となります。

2 盗難防止について

- (1) 講義室及び課外活動施設は、退室時に施錠等するとともに火の元の確認の徹底を図ること。
- (2) 学生用ロッカー出入口付近には防犯カメラを設置しているが、各自ロッカー・講義室及び課外活動施設は貴重品を置くことなく、整理・整頓及び施錠等を必ず行うこと。

3 交通事故防止について

- (1) 各地区における交通規制を遵守の上、自動車等の安全走行に十分務めること。
- (2) 各地区における交通規制の遵守事項に違反した場合は、各地区の交通規制実施要項等に基づく違反措置及び学則に基づく所要の措置を講ずること。
- (3) 飲酒運転は絶対に行わないこと。懲戒処分（停学等）の対象となります。
なお、自転車については、次のことに留意すること。
 - ①道路標識等で指定された場合等を除き、原則として車道通行すること。やむを得ず、歩道を通行する際は、歩行者に十分気を使うこと。
 - ②夜間走行の際は、必ずライトを点灯すること。
 - ③傘さし運転は、行わないこと。
 - ④所定の駐輪場以外に駐輪しないこと。
- (4) 自動車等の駐車については、所定の許可を受けるとともに、通路の確保及び歩行者の安全確保のため、所定の場所に行うこと。

所定の許可を受けていない自動車等は、駐車違反の対象として学内で処分対象となり、また警察へ通報する場合がございます。

- (5) 無免許運転は絶対に行わないこと。**懲戒処分**（停学等）の対象となります。
- (6) 万が一に備え、保険に加入すること（群馬県交通安全条例により自転車保険加入は義務）。
- (7) 自転車乗車時は、できるだけヘルメットを着用すること（群馬県交通安全条例によりヘルメット着用は努力義務）。

4 防犯対策の強化について

構内で不審者と思える者を見かけたら、近くの教職員に連絡するとともに、自身の安全確保に努めてください。

なお、学内だけでなく、日頃から犯罪被害を防止するため、以下の点を参考として安全に心掛けて行動してください。

(1) 不審者を発見した場合

- ①身の安全を確保し、速やかに近くの教職員や警察へ通報する。
- ②身の危険を感じた時は、大きな声を発し、助けを求める。

(2) 被害に遭わないために心掛けること

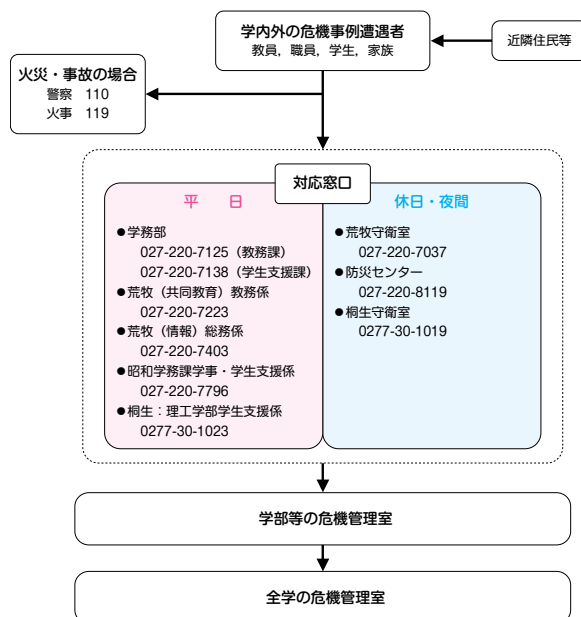
- ①夜間の外出は、できるだけ複数人で行動する。
- ②道を尋ねられた場合は、説明しても車に同乗しない。
- ③万が一に備え、防犯ブザーや催涙スプレー等の防犯機器を携帯し、自己防衛対策を図る。
- ④一人暮らしをしている場合は、自宅の玄関や窓の施錠を確実にする。

5 非常時の連絡体制

盗難及び交通事故等の非常事態が生じた場合は、以下の対応窓口で連絡を行うこと。

群馬大学緊急対応連絡網

危機発生直後の当事者・発見者から大学責任者への連絡の流れ



(30) 学生の違法行為等に関する処分について

大学は社会に出る最後の学校生活です。本学の学生として、自覚と責任をもって大学生活を送ることが大事です。しかし、残念なことに試験における不正行為（カンニングを含む）、他人のレポートの引き写し、20歳未満での飲酒（急性アルコール中毒を含む）、窃盗（万引きを含む）、盗撮、無免許運転等の不正行為等を行う学生が少なからずいます。不正行為や違法行為等を行った学生は、懲戒処分として停学等や退学になることがあります。

停学等の処分となった場合、留年になることもあります。また、保証人（保護者を含む。）に通知するとともに、懲戒の事由などを学内に告示します。（8. 諸規程等（11）群馬大学学生の懲戒等に関する規則を参照）さらに、奨学金の交付停止・取消しや授業料免除の取消しになることもあります。

その他、卒業・修了が決まっていた場合でも取り消しとなり、就職や大学院等への進学ができなくなってしまう場合があります。

【退学】

○身代わり受験 ○カンニング等の繰返し ○薬物の使用等 ○窃盗、暴力行為 ○痴漢、ストーカー ○コンピュータ等を利用した悪質な不正行為等 ○飲酒運転、暴走運転 ○20歳未満での飲酒、飲酒の強要 ○研究等データの捏造、盗用等

【停学】

○他者のレポートの引き写し ○カンニング等
○傷害に至らない暴力行為・言動 ○コンピュータ等を利用した不正行為等 ○無免許運転、悪質な交通違反、死亡事故 ○盗撮 ○その他退学に至らない違法行為

【訓告】

○試験監督の指示に従わない場合 ○その他停学に至らない違法行為

(31) 台風等自然災害における休講等について

群馬大学では、学生及び関係教職員の生命の安全を確保し事故を防止するため「台風等の自然災害により本学が所在する地域に警報等が発表された場合」や「不測の事態が生じた場合」における、授業等の休講等の措置について必要な事項を定めています。

本学が所在する地域に警報等が発表された場合の授業等は、次のとおりです。

基準（警報等の発表時間）	休講の措置	警報等の発表時間後に警報等が解除された場合の休講の措置
午前6時	午前の授業等から実施	変更しない
午前10時	午後の授業等から実施	変更しない
授業の開始後	次の時限以降の授業等から実施	変更しない

詳細は、群馬大学webサイトをご覧ください。

<https://www.gunma-u.ac.jp/studentlife/stu010/g171865>

